

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者または使用者に対し、当該車両の主たる定置場所在の市区町村において課税する。 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①申告及び届出等による軽自動車税課税管理事務 ②納税通知書送付事務 ③標識交付事務 ④標識交付証明書、廃車済書の発行事務 ⑤減免申請処理事務 ⑥収納管理・還付処理事務 ⑦未納者への督促、実態調査及び滞納処分執行事務 ⑧納税証明書の発行事務
③システムの名称	軽自動車税システム 中間サーバ 収納管理システム 滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報連携（照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 情報連携（提供） 行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市 財務部 市民税課 諸税係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1117 FAX 0172-38-2902
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員が閲覧等ができる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることがないよう対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納システム	収納管理システム	事後	
令和4年10月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和4年10月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村	市区町村	事後	
令和5年10月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	弘前市役所	弘前市	事後	
令和5年10月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	弘前市役所 財務部 市民税課 諸税係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1117 FAX 0172-35-7956	弘前市 財務部 市民税課 諸税係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1117 FAX 0172-38-2902	事後	
令和5年10月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年10月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 ※16の項下欄内に示す主務省令 :平成26年内閣府・総務省令第5号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第16条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の24の項	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第8号別表第二 27項 情報連携(提供)番号法第19条第8号別表第二	情報連携(照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 情報連携(提供) 行わない	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	市民税課長	事後	
令和6年11月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である。 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和6年11月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である。 職員が閲覧等ができる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられないことがないよう対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	